

七戸町郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、七戸町財務規則（平成 17 年規則第 41 号。以下「規則」という。）第 137 条第 1 項の規定に基づき、本町の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の対象となる契約)

第 2 条 郵便入札の対象となる契約は、当分の間、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項に規定する売買、賃借、請負その他の契約について行う一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により締結する契約のうち町長が定めるものとする。

(入札の公告等)

第 3 条 郵便入札（随意契約に係るものを除く）を実施する場合には、次の事項について公告及び通知（以下「公告等」という。）するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 開札の日時及び場所
- (6) 郵便による入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (7) その他郵便入札の実施に必要な事項

(入札)

第 4 条 郵便入札に付した場合の入札回数は、3 回までとする。

2 第 1 回目の入札で落札者又は落札候補者が決定しない場合は、第 2 回目の郵便入札書の到達期限について改めて入札参加者に通知するものとし、併せて第 2 回目の郵便入札書の到達期限までに入札書を郵送するよう入札参加者に通知する（第 2 回目の入札で落札者又は落札候補者が決定しない場合も同様とする）ものとする。

(入札書等の郵送方法)

第 5 条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書、工事内訳書その他必要な書類（以下「入札書等」という。）を一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかによる郵送により、入札書の到達期限までに到達するよう郵送しなければならない。

2 前項に規定する入札書等を郵送する場合は、二重封筒によるものとし、入札書等を中封筒に入れ封印し、中封筒には工事（又は業務、物品）番号、入札件名、入札参加者名を記載し、郵送用の外封筒に同封するものとする。

3 前項の郵送用の外封筒には、宛名は七戸町の入札担当者とし、入札書等が在中である旨を記載するものとする。

4 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を第 2

項に規定する中封筒に同封しなければならない。

(入札書の保管等)

第 6 条 町長は、前条の規定による郵便物が到達したときは、開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 前項の郵便物は、差し替えをすることができない。

(無効の入札)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札保証金を必要とする場合、第 5 条第 4 項に規定する書類の同封がされていない入札
- (3) 一の入札について同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
- (4) 入札者の記名押印がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (7) 入札書の送付先への直接の持参、入札金額に対応した積算内訳書等の未同封など、第 5 条に規定する郵送方法によらない入札
- (8) 公告等で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札（第 9 条の規定により、入札を延期した場合を除く。）
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

(開札)

第 8 条 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札又は落札候補となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上いるときは、当該入札に関係のない職員が抽選を行い、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第 9 条 町長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(入札結果の通知)

第 10 条 町長は、郵便入札により落札者又は落札候補者を決定した場合は、速やかに当該落札者又は落札候補者にその旨通知するものとするとともに入札結果を財政課において閲覧に供するものとする。

(その他)

第 11 条 郵便入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 28 日から施行する。